

徳島県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳島県環境審議会設置条例（平成6年徳島県条例第28号。以下「条例」という。）第5条第1項及び第6項並びに第7条の規定に基づき、徳島県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員及び議案に関係のある専門委員に通知するものとする。

(議事)

第3条 会長は議長として、審議会の議事を整理する。

(委員の代理)

第4条 条例第2条第2項第2号又は第3号に該当する委員が、やむを得ない事由により審議会に出席することができないときは、会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

2 前項の代理人は、議決権を有するものとする。

(部会)

第5条 審議会に、環境政策部会、生活環境部会、自然環境部会、鳥獣部会及び温泉部会を置く。

2 部会の所掌事務は、次の表のとおりとする。

部 会 名	所 掌 事 務
環境政策部会	環境政策に係る重要事項（他の部会の所掌に属するものを除く。）
生活環境部会	大気汚染防止に係る重要事項 水質汚濁防止に係る重要事項 農用地の土壌の汚染防止に係る重要事項 その他公害に関する重要事項 廃棄物の処理に係る重要事項
自然環境部会	自然環境の保全に関する重要事項
鳥獣部会	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関する事項
温泉部会	温泉法に関する事項

(諮問の付議等)

第6条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条第2項に定めるところにより、適当な部会に付議することができる。

2 部会長は、前項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、会長の承認を得て、部会を開くことができる。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 第2条から第4条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 3 部会の会議は、部会に属する委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会の決議)

- 第8条 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 2 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

(会議録)

- 第9条 審議会及び部会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

(関係者の意見等)

- 第10条 審議会は、審議を行うため必要があると認めるときは、県の職員に対し、意見若しくは説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第11条 審議会、環境政策部会及び自然環境部会の庶務は生活環境部サステナブル社会推進課、生活環境部会の庶務は同部環境管理課、鳥獣部会の庶務は農林水産部鳥獣対策・里山振興課、温泉部会の庶務は保健福祉部薬務課において処理する。

(雑則)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この規程は、平成6年9月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年9月14日から施行する。

附 則

この規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年12月16日から施行する。

附 則
この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規定は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。